



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 406 平成16年和歌山県告示第1109号 (和歌山県河川法施行条例別表第2備考及び和歌山県海岸占用料等徴収条例別表第1備考第2号並びに和歌山県が管理する国土交通大臣に属する国有財産の使用料の徴収に関する条例別表第1備考第2号の規定による区域) の一部改正 (事業進行課)

○ 訓令

- *8 和歌山県公印規程の一部を改正する訓令 (総務学事課)
*9 和歌山県立医科大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (")
*10 和歌山県税規程の一部を改正する訓令 (税務課)

告 示

和歌山県告示第406号

平成16年和歌山県告示第1109号 (和歌山県河川法施行条例 (平成12年和歌山県条例第63号) 別表第2備考及び和歌山県海岸占用料等徴収条例 (平成12年和歌山県条例第64号) 別表第1備考第2号並びに和歌山県が管理する国土交通大臣に属する国有財産の使用料の徴収に関する条例 (平成12年和歌山県条例第62号) 別表第1備考第2号の規定による区域) の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

題名中「並びに和歌山県が管理する国土交通大臣に属する国有財産の使用料の徴収に関する条例 (平成12年和歌山県条例第62号) 別表第1備考第2号」を削る。

訓 令

和歌山県訓令第8号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令

和歌山県公印規程 (昭和42年和歌山県訓令第43号) の一部

を次のように改正する。

別表知事印の項管守責任者の欄中「東牟婁振興局健康福祉部古座支所長」を「東牟婁振興局健康福祉部串本支所長」に改め、同表知事印 (会計用) の項管守責任者の欄中「企業局企業総務課長」を「公営企業課長」に改め、同表振興局の部振興局長印の項管守責任者の欄中「東牟婁振興局健康福祉部古座支所長」を「東牟婁振興局健康福祉部串本支所長」に改め、同表振興局地域農業改良普及センター所長印の項を削り、同表農林水産総合技術センターの部水産試験場内水面研究所所長印の項及び同部水産試験場内水面研究所印の項を削り、同表その他の地方機関の部地方機関の長印の項管守責任者の欄中「新宮保健所古座支所長」を「新宮保健所串本支所長」に改め、同表に次のように加える。

企業出納員印	"	直径16	公営企業課長
現金取扱員印	"	直径20	公営企業課長 工業用水道管理センター所長

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第9号

総 務 部

和歌山県立医科大学

和歌山県立医科大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県立医科大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県立医科大学に勤務する勤務時間等に関する規程 (平成8年和歌山県訓令第36号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第11号を第13号とし、第1号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の前に次の2号を加える。

(1) 事務局に勤務する学生課の業務に従事する職員 (以下「学生課職員」という。)

(2) 事務局に勤務する庁舎施設等の警備及び保全業務に従事する職員 (以下「守衛職員 (大学・本院)」という。)

第2条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第

2号とする。

第4条第1項の表図書館職員の項の前に次のように加える。

学生課職員	第1	休憩時間を除き、午前8時45分から午後5時30分までとする。	午後0時15分から午後1時までとする。	午後0時から午後0時15分まで及び午後5時15分から午後5時30分までとする。
	第2	休憩時間を除き、午前9時45分から午後6時30分までとする。	午後0時15分から午後1時までとする。	午後0時から午後0時15分まで及び午後6時15分から午後6時30分までとする。
守衛職員 (大学・本院)	第1	休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。	午前11時45分から午後0時30分までとする。	午前11時30分から午前11時45分まで及び午後5時から午後5時15分までとする。
	第2	休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。	午後0時45分から午後1時30分までとする。	午後0時30分から午後0時45分まで及び午後5時から午後5時15分までとする。
	第3	休憩時間を除き、午前8時から午後4時45分までとする。	午前11時45分から午後0時30分までとする。	午前11時30分から午前11時45分まで及び午後4時30分から午後4時45分までとする。

第4条第2項中「本院」の次に「、用務職員(大学・本院)」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第8条の2第1項に規定する育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務に係る勤務時間等は、前条及び前項に規定する勤務時間等にかかわらず、次の表のとおりとする。

区 分	勤 務 時 間	休 憩 時 間	休 息 時 間
早出A	休憩時間を除き、午前7時45分から午後4時30分までとする。	午前11時15分から午後0時までとする。	午前11時から午前11時15分まで及び午後4時15分から午後4時30分までとする。
早出B	休憩時間を除き、午前8時15分から午後5時までとする。	午前11時45分から午後0時30分までとする。	午前11時30分から午前11時45分まで及び午後4時45分から午後5時までとする。
遅出	休憩時間を除き、午前9時30分から午後6時15分までとする。	午後0時45分から午後1時30分までとする。	午後0時から午後0時15分まで及び午後6時から午後6時15分までとする。

第5条中「本院」の次に「、用務職員(大学・本院)」を加える。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第10号

総務部

振興局

和歌山県税規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県税規程の一部を改正する訓令

和歌山県税規程(昭和29年和歌山県訓令第162号)の一部を次のように改正する。

第17条中「第48条第6項」を「第48条第7項」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。